

令和2年度「災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業のうち
緊急時石油製品供給安定化対策事業」
に係る運営業者の公募について

2020年6月3日
全国石油商業組合連合会
環境・安全対策グループ

令和2年度「災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業のうち緊急時石油製品供給安定化対策事業」に係る訓練運営等を行う事業者を下記のとおり公募します。

記

1. 事業の目的

- ・揮発油販売業者が災害時においても石油製品の安定供給を行うために、中核SS等における災害時対応実地訓練及び石油組合に設置された緊急用発電機の点検研修を実施し、SSの災害対応能力強化を図ることを目的としています。

2. 事業内容

(1) 災害時対応実地訓練用テキスト等の作成

下記(2)の災害時対応実地訓練に対応した共通テキストや共通募集(案内)パンフレットを作成します。

- ・訓練後の総括で使用しますが、各社自習使用も考慮しつつ、過剰装丁とせずコスト低減を図ること。
- ・本事業で過去に製作したテキストの一部コンテンツを流用することも可。

テキストの内容については、作成後に訓練運営会社へ内容を説明していただきます。

※【詳細は仕様書のとおり】P5参照

(2) 災害時対応実地訓練の開催・運営

中核SS等において、災害時を想定した訓練を以下の内容で行う。

- 1) 自家発電機による非常用電源に切り替えて計量機を稼働させ、緊急車両への優先給油を行う。
- 2) 訓練は他社・他SSの経営者や従業員も参加受講するものとし、訓練終了後、総括として、SS内訓練に関する座学研修を実施する。
- 3) 全国47都道府県石油組合(北海道は別途18単協)を対象とし、原則、各組合・会社で1回実施(北海道は希望単協のみの実施とする)。

※【詳細は仕様書のとおり】P6参照

(3) 緊急用発電機の点検研修

石油組合に設置された緊急用発電機について、組合職員立会いのもと所定項目を点検しながら稼働手順等について研修を行います。

対象エリアは16県（岩手、宮城、福島、群馬、栃木、茨城、神奈川、静岡、岐阜、和歌山、兵庫、徳島、高知、大分、宮崎、沖縄）。点検研修後、「発電機点検表（任意様式）」を作成し、実績報告書（実施写真）とともに提出。

※発電機に不具合がある場合は、正常な稼働が得られるように適切な指導を行うこと。

※発電機がSSで保管されている場合はSS職員が立会うこととする。

※【詳細は仕様書のとおり】P7参照

3. 公募事業の内容

- ・本公募は上記1. を達成するために実施する上記2. を請け負う事業者をそれぞれ募集するものです。
- ・2.（2）に採択された事業者に対しては、石油組合の希望に基づく訓練開催情報を提示し石油組合ごとに入札を実施します。

4. 業務内容

（1）上記2.（1）の災害時対応実地訓練用テキストの作成に係るもの

①テキスト原稿作成

※資源エネルギー庁による監修を要します

②テキスト等印刷及び納品（納品先は本会の指示に基づく）

③共通募集（案内）パンフレットの原稿作成（実地訓練に係るもの）

④受講者アンケートの原案作成（実地訓練に係るもの）

⑤アンケートを基にした効果測定報告書の作成（実地訓練に係るもの）

⑥必要に応じ追補版の作成

⑦その他本会が必要と認めたもの

（2）上記2.（2）の災害時対応実地訓練の実施・運営に係るもの

①講師の手配及び調整

②実施SS及び研修会場の手配（参加受講者の両会場間の移動手段含む）

③都道府県石油組合との調整

④関係者との連絡調整（自治体、発電機等機器メーカー等）

⑤研修会の企画（訓練シナリオ等）

⑥訓練の運営（当日の写真撮影含む）

⑦受講者アンケートの実施（上記4.（1）④の共通アンケート内容にて実施）

⑧実績報告書作成（訓練実施毎）

⑨その他本会が必要と認めたもの

（3）上記2.（3）の緊急用発電機の点検研修に係るもの

①石油組合への訪問日程調整

②発電機の点検方法及び稼働手順の指導

③所定の発電機点検表の作成・本会提出（リスト添付）

5. 業務実施期間

運営業者決定日～2021年2月28日までとします。

6. 応募資格

- ①上記2.(1)の事業については、石油販売業界に十分精通し、災害対応に特化した研修テキスト等の作成実績があること。
- ②上記2.(2)の事業については、石油販売業界に十分精通し、災害対応に特化した研修・訓練の実施・運営実績があること。
- ③上記2.(3)の事業については、消防法及びその関係法令を熟知し、緊急用発電機の販売又はメンテナンス実績があること。
- ④上記2.(2)の事業については、47都道府県で運営できること。
- ⑤本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること(事業終了後、概ね4ヶ月程度の費用立替ができること)。
- ⑥全石連及びその関連団体で契約実績がある場合、当該契約期間中に重大な問題、または事務手続き、業務報告等で重大な問題を起こしていないこと。また、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていないこと。
- ⑦別紙「暴力団排除に関する誓約条項」(1)～(4)に該当しないこと。

7. 募集期間

2020年6月3日(水)～2020年6月17日(水)午後5:00(郵送の場合は必着)

8. 応募に必要な書類(各6部)

- (1) 請負業務に係る公募申請書
- (2) 定款(事業内容が確認できるもの)及び会社の概要が分かる書類(役員名簿、企業規模、本事業に従事できる社員数が確認できるもの)
- (3) 本事業に従事する講師数及び講師略歴書全員(上記2.(2)、(3)の事業のみ)
- (4) 過去3年間の決算書
- (5) 実施計画書(上記2.(1)の事業については、企画を具体的に示したもの。同(2)の事業については、訓練実施スキームと実施体制を示したもの。同(3)については、点検研修の実施スケジュール及び実施体制を示したもの)
- (6) 見積書(上記2.(1)(2)の事業については、別紙「専用見積書」を使用。同(3)の発電機点検研修会事業については自社見積書とする。)

※上記2.(2)の事業については、開催場所は大阪を想定して見積もってください。総括の会場費については公共施設を使用するなど最大限のコスト削減に努めてください。公募採択後に各地訓練ごと個別入札を行いますので、本会の指示に基づき提出していただきます。

- (7) その他補足資料

※応募書類は返却しませんので予めご了承ください。

9. 採択件数

採択件数は上記2.(1)の事業については1社、同(2)の事業については7社程度、同(3)の事業については、P7仕様書のエリアごと1社とします。

10. 審査方法及び審査基準

審査は原則として応募書類に基づき、外部委員により以下の項目にて総合的な評価を行います。必要に応じてヒアリング等を実施するほか、追加資料を求める場合がありますのでご承知おき下さい。

- (1) 実施計画等内容の適切性
- (2) 見積額の適切性
- (3) 技術的能力の有無
- (4) 経理的基礎の有無

11. 採択結果の決定及び通知

- (1) 採択は2020年6月下旬を予定。
- (2) 採択の結果は申請者に対しEメールで通知します。

12. その他留意事項

- (1) 上記2.(2)の現地訓練事業に係る研修会ごとの入札実施は7月上旬を予定していません。
- (2) 契約にあたっては「暴力団排除に関する誓約書」への誓約を求めます。

13. 提出書類の送付先及び問い合わせ先

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14
全国石油商業組合連合会 環境・安全対策グループ 担当：安田
電話：03-3593-5834 FAX：03-3593-5830

以上

仕 様 書

【災害時対応実地訓練共通テキストの作成】

(1) 業務の内容

①テキスト原稿作成

(コンテンツ)

- ・ 緊急用発電機による非常用電源への切り替え方法（図解等による）
- ・ 資源エネルギー庁「災害対応ガイドライン（中核SS・小口燃料配送拠点・住民拠点SS）」に基づく、情報収集システムによる報告スキーム
- ・ 開催地ごとの想定災害に関する情報（別冊）
- ・ その他災害対応に必要な内容
※章立てなど構成は自由とする。
※資源エネルギー庁監修となります。

②テキスト印刷及び納品

- 1) 体裁 サイズはA4判以下（フルカラー）概ね25ページ以内
- 2) 印刷部数 2,000部
- 3) 完成納期 2020年7月24日（金）
- 4) 発送 各訓練実施会場等に指定数量を本会が別途指定する期日までに送付

③共通募集パンフレットの原稿作成

- ・ テキストの内容に沿った各訓練共通の募集パンフレットの原稿を作成する。
- ・ 開催日時、場所（地図入り）については、研修会等ごとにカスタマイズできるように印刷スペースを確保する。
- ・ 提出は編集可能なデータ（ワード等）にて本会へ提出。

④受講者アンケートの原案作成

- ・ 訓練の習熟度や感想等を調査する内容とする。
- ・ 上記②4)のテキストと合わせて印刷・発送

⑤アンケート集計を基にした効果測定報告書の作成・提出

- ・ 実施訓練の運営事業者によるアンケート集計結果を取りまとめて、効果測定報告書をPDFファイルにて本会へ提出。

(2) テキストの著作権

テキストの著作権は全国石油商業組合連合会に帰属する。このことを業務委託契約書に明記し確認する。

以上

【災害時対応実地訓練の企画・運営】

(1) 訓練の内容

石油組合が自治体等と実施している中核SS等における緊急車両への優先給油訓練を以下の内容で行う。なお、訓練には他社・他SSの経営者や従業員に参加受講を求め、終了後、座学の訓練研修を実施する。訓練時間は座学含め2.5時間程度。

- 1) 発災後の設備点検訓練。
- 2) 自家発電機による非常用電源に切り替えて計量機を稼働させる訓練（発電機メーカー及び計量機等機器メーカーのバックアップ体制を敷く）。
- 3) 自治体等との事前調整に基づき緊急車両等の誘導及び優先給油訓練（模擬で手書きの給油伝票を発行し、代金決済は運営会社負担による現金を予定）
- 4) 一連の訓練終了後、参加受講者を収容できる会場にて、訓練総括を含めた座学研修を行う。研修テキストは「災害時対応実地訓練共通テキスト」を活用する。

(2) 訓練の企画・運営

- ・ 訓練実施を希望する石油組合からの要望に基づき、中核SS等及び座学研修会場の手配、講師委託、訓練進行及び機器メーカーの派遣要請等、訓練の企画及び運営を行うこと。

(3) 訓練受講案内パンフレットの作成

本会が指定する共通の案内パンフレットのひな形を使用し、以下項目を盛り込んだ仕様とする。

- 1) 開催内容（共通）
 - 2) 開催日程
 - 3) 開催場所
 - 4) 参加返信欄
- ・ サイズ：A4版用紙・両面カラー印刷（コピー印刷可）
 - ・ 印刷部数：各都道府県の中核SS・小口燃料拝承拠点・住民拠点SS数（高速道路他を対象とする8ブロックで開催する場合は管轄内SS数）

(4) アンケートの実施

本会が指定する共通のアンケートシートにて受講者に対して行う。

- ・ サイズ：A4判またはA3判用紙
- ・ 印刷部数：各都道府県参加者数

(5) アンケートの集計

訓練ごとに上記(4)のアンケート集計結果をまとめて、本会の指示する先（共通テキスト等作成会社）まで提出する（提出資料サイズはA4判）。

※共通テキスト等の作成事業者による効果測定報告書の作成に使用します。

以上

【緊急用発電機の点検研修】

(1) 業務内容

①点検日程の調整

本会が取りまとめた石油組合における緊急用発電機設置リストに基づき、所属石油組合と協議しながら、訪問先担当者へ連絡し、点検日時を調整する。

②組合職員立会いのもと所定項目について点検を行うとともに、稼働手順を指導する。

※発電機がSSで保管されている場合はSS職員が立会う。

③点検結果に基づき、所定の「発電機点検表」を作成し、本会へ総括リストとともに提出する。

(2) 点検対象設備

下記(3)表の地域の石油組合に設置された58台の発電機。

(3) 入札の基準

- ・(1)の業務内容を完遂することを条件とする(但し、機器不良に伴う修理費は含まない)。
- ・①～⑥のエリアから選択して一部のみ入札することも可能。
- ・小型はガソリン及びガス発電機を示す。
- ・別途配布する「対象点検設備一覧」(石油組合)にある設置場所及び機種型式を参考に単価を見積もる。原則は組合住所に保管してあるが、一部はSSで保管している場合もある。
- ・各地、点検研修効率を考慮して単価に反映すること。
- ・見積書には、エリアの内訳を明記すること。

エリア	小型
①東北(岩手、宮城、福島)	22台
②関東(群馬、栃木、茨城、神奈川)	9台
③中部(静岡、岐阜)	11台
④近畿(和歌山、兵庫)	3台
⑤四国(徳島、高知)	7台
⑥九州・沖縄(大分、宮崎、沖縄)	6台
合計	58台

※実際の点検台数と変動する場合がございます

以上

暴力団排除に関する誓約条項

当社は、本契約を締結するに当たって、また、本業務の契約期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以上